

1才までの赤ちゃんがいる子育て家庭のみなさまへ 子育て応援券

をご利用ください

常滑市社会福祉協議会では子育て家庭への支援として、薬局などで紙おむつやミルクなどの育児用品が購入できる「子育て応援券」の贈呈を行います。ぜひご利用ください。

【対象となる方】

市内在住の方で、1才未満のお子さん

(申込みは、1才の誕生日を迎えるまでをお願いします)



【内 容】

該当する方へ市内薬局・薬店で紙おむつやミルク等育児用品を購入する際に使用できる「子育て応援券」をお子さん1名につき6000円分を贈呈します。「子育て応援券」は地域の民生児童委員が「赤ちゃん訪問」としてお届けに伺います。

連絡先は裏面の末尾をご覧ください

【申込み】

希望される方は申込書に必要事項をご記入いただき、社会福祉協議会へお送りください。

◎申込書は社会福祉協議会の窓口にございます。また社会福祉協議会のホームページ（ブログ内）からダウンロードできます。

◎申込みは郵送の他、申込書を撮影した写真を社会福祉協議会のメールアドレスへ送信いただいても結構です。（できる限り鮮明な写真をお送りいただきますようお願いいたします）

【お届け方法について】

手続き完了後、日程についてお知らせいたします。地域の民生児童委員がご自宅に伺い、玄関先にてお渡しとなります。

【その他】

1才から3才（4才の誕生日を迎える）までのお子さんが児童発達支援事業所を利用されているご家庭、または経済的に支援が必要なご家庭も対象とする利用の継続も行います。（詳細は裏面をご覧ください）

【主催】 常滑市民生児童委員連絡協議会 社会福祉法人常滑市社会福祉協議会

「子育て応援券継続利用」について

表面の記載のとおり、1才以上のお子さんを対象とした
2つの利用継続の方法がありますので、ご利用ください。



利用継続方法① 児童発達支援事業所をご利用されている場合

- 【対象となる方】 1才から3才（4才の誕生日を迎える）までのお子さんが児童発達支援事業所を利用されている方
- 【内 容】 お子さん1名につき年間12000円分の子育て応援券を贈呈します。
お届け方法は、当会職員の訪問又は郵送で行います
（年3回の1回4000円分支給）
- 【その他】
- ・児童発達支援事業所を利用されなくなりましたら、終了させていただきますので、ご了承ください
 - ・4才以上も継続して紙おむつなどの介護用品が必要な場合は、当会が実施する「在宅介護応援券」を利用できますので、ご相談ください

利用継続方法② 経済的に支援が必要な場合

- 【対象となる方】 1才から3才（4才の誕生日を迎える）までのお子さんがあるご家庭で経済的な支援が必要な方
（「経済的な支援が必要」な要件は、①世帯全員の今年度の住民税が非課税の世帯の場合、または②過去1年間の収入が減少し、世帯全員の収入が以前と比較して3/4以下の収入になった場合です。
確認資料として、預金通帳のコピーや非課税証明書の提出をお願いする場合もありますので、ご了承ください。）
- 【内 容】 お子さん1名につき、計12000円分の子育て応援券を贈呈します。
お届け方法は、当会職員の訪問又は郵送で行います。
年3回に分けて（1回4000円分）支給します。

【申込み・その他】

- ・①②ともに、希望される方は申込書に必要事項をご記入いただき、社会福祉協議会へお送りください。申込書は社会福祉協議会の窓口にございます。また、社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。
- ・継続利用を希望される場合は、必ずしも1才未満でのご利用からの継続が前提ではなく、年齢と要件が満たせばお申込みいただけます。
- ・①②ともに、要件を満たす場合であってもお子さんが1才未満の場合は6000円分の子育て応援券の贈呈となりますので、ご了承ください。

社会福祉法人常滑市社会福祉協議会 ※受付時間 月～金曜日（祝日 年末年始除く）8:30～17:30

住所 常滑市神明町 3-35（とこなめ市民交流センター内）

電話 (0569)43-0660 FAX (0569)43-0838

メール tkshakyo@tac-net.ne.jp

ホームページ <http://www.tkshakyo.com/>

ホームページもご覧ください